

一、工場法違反摘發運動の件  
 實行方法、デモを掛け、ポスター、ビラ  
 演説會を行ひ猛運動を起す  
 口、關東同盟大會、總同盟大會に  
 提出する—決定—  
 一、労働組合運動發展會組織の  
 件 山下  
 前出鐵工所爭議に於ける警官の  
 暴挙を曝露し右實行方法として、  
 イ、大會の決議を以つて警察總監  
 内務大臣に要求する  
 ロ、府會議員の活動を促す  
 委員藤本外數名—決定—  
 一、支那所有の基金を本部に集中  
 の件 ——決定—  
 一、關東同盟内有給幹部員に關  
 する件  
 未組織獲得のため行ふ、組合員  
 一人月五圓—可決—  
 一、完全なる労働組合法獲得並に  
 反對運動撲滅に關する件 藤本  
 我々の團結權、罷業權を維持す  
 る法案の制定を要求する  
 一、是れに反對する資本家の一切  
 に對しては凡ゆる手段を以つて  
 抗争する

二、政府に決議文を出す  
 【決議】  
 政府は、労働組合法制定にあたり、  
 之が反對若しくは欺くせん  
 とする資本家階級及其他の反對運  
 動の一切を排し、産業の如何とを  
 不問余労働者の團結權、罷業權を  
 確保し、之を妨害する資本家を嚴  
 罰に處する事を精神とする、労働  
 組合法の即時制定を要求す  
 【運動方針】  
 一、關係大臣を訪問當局の猛省を  
 促す事  
 二、反對資本家に一々會見して反  
 省を促す事  
 三、關東同盟大會、及總同盟全國  
 大會に提議して議會閉會中に示  
 威運動を各地に舉行する事  
 ——決定—  
 一、豫算委員會報告 小松原  
 交通費 百分の六  
 通信費 百分の三  
 什器等 百分の二  
 宣傳費 百分の四  
 爭議費 百分の十  
 出版費 百分の二  
 教育費 百分の三  
 政治費 百分の三  
 人件費 百分の六十五  
 雜費 百分の二—決定—

一、法規委員會報告 天野  
 修正箇ナシ—承認—  
 二、役員選擧報告 熊澤  
 △組委員長 内田廉七  
 △主事 原 虎一  
 △執行委員  
 小川常三郎、熊本虎藏、坪井守  
 三郎、山下鶴松、野島勇、齊  
 藤猛、成山三郎、田中芳太郎、  
 會計監査、濱田義雄外三名